

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp>

令和8年5月29日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp)

担当: 頼田

【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F 南森町6F

TEL: 06-6361-8301

FAX: 06-6361-8302

## 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置について

「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」(通称: ミニマムタックス) は、主に超富裕層を対象とした所得税の課税強化措置です。超高額所得者層になると、分離課税の対象となる所得の割合が高くなる傾向にあり、所得が高ければ高いほど全体の所得に対する税負担率が下がっていく逆転現象を適正化する為に導入されました。

令和5年度税制改正で導入され令和7年から適用が始まったばかりですが、令和8年度税制改正において早くも見直しが盛り込まれ、令和9年分の所得税から改正が適用されます。

### 1. 現行制度と令和8年度税制改正の見直し内容

1年間の基準所得金額(※1)が一定金額を超える場合、その超える部分の金額の一定割合に相当する金額が、その年分の基準所得税額(※2)よりも高い場合、その差額分の追加納税が必要となります。

(1) 現行(令和7年・8年分) 加算する税額 = (基準所得金額 - 3.3億円) × 22.5% - 基準所得税額

(2) 改正後(令和9年以降) 加算する税額 = (基準所得金額 - 1.65億円) × 30% - 基準所得税額

(※1) 基準所得金額

総所得金額及び分離課税の所得金額の合計金額。

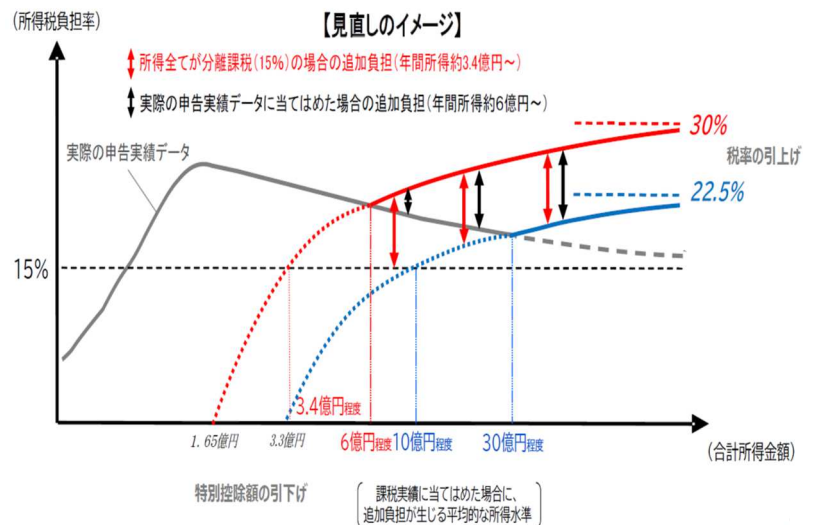
(申告不要制度を適用できる所得の金額を含む)

(※2) 基準所得税額

申告不要制度を適用する所得を除いて計算した場合の申告書上の所得税の額及び申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計した金額。

総合課税の各種所得の合計額(特別控除後)

+	
退職所得金額	山林所得金額
+	
分離課税	短期譲渡所得の金額(特別控除後)
	長期譲渡所得の金額(特別控除後)
	上場株式等の配当所得等の金額
	上場株式等の譲渡所得等の金額
	一般株式等の譲渡所得等の金額
	先物取引の雑所得等の金額
+	
	配当所得等の特例(申告不要)
	上場株式等の譲渡所得の特例(申告不要)



(注) 源泉分離課税の対象となる所得金額を含まない。

(出典: 12/11 自民党税制調査会資料)

### 2. 改正による影響

例えば、給与所得のみといったように所得の大半が総合課税の対象である方については、累進課税で計算した基準所得税額の方が高くなる為、この制度によって追加納税が生じることはありません。対して所得の大半が分離課税の対象である方は、この制度により追加納税が生じる可能性があります。例えば、年間所得の内容が譲渡所得(不動産や株の売却益)や配当所得等のみである方については、現行では所得が約10億円を超えない限り、この制度により追加納税が生じることほぼありません。しかし、改正後は所得が約3.4億円を超えると段階的に追加納税が発生することとなります。特に、都市部の値上がりした不動産を売却して数億円の売却益が出た場合やM&A(企業の合併・買収等)により自社株式を売却し、高額の売却益が生じた場合は注意が必要です。資産売却やM&Aについては、売却価額が同じと考えるなら今年中に売却をするか等、タイミングについて慎重に見極める必要があるでしょう。

所得が全て分離課税(15%)の場合の負担税額(単位: 万円)

所得金額	4億円	5億円	10億円	20億円
① ~ R6	6,000	7,500	15,000	30,000
② R7・8	6,000	7,500	15,075	37,575
③ R9 ~ (負担率)	7,050 (17.6%)	10,050 (20.1%)	25,050 (25.1%)	55,050 (27.5%)
増加③-②	1,050	2,550	9,975	17,475

(出典: 自民党税制調査会資料、一部改変)